

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大紀町は農山村部と沿岸部からなる農山漁村地域で、人口は、平成17年3月末の11,336人から令和4年12月末では7,633人と減少し、高齢化率は50%を超え、急速に高齢化が進んでいる。

本町は主に農山村部では清らかな空気と水を利用した農業、林業が営まれ、その他にもブランド牛の肥育や乳製品の生産を行っている。沿岸部ではリアス式海岸や熊野灘の黒潮等に恵まれ漁業を行っている。他にも製造業や建設業、小売業、サービス業等を行っている。

本町の産業はほぼ中小企業が担っており、昨今の長引く景気低迷、労働人口の減少や高速道路の延長整備が進み利便性は向上したが一般道を利用せず本町を通過してしまうため観光客の減少等、中小企業は厳しい経営状況が続いている。

このように、大紀町の産業は、農林漁業、畜産業、製造業、建設業等多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、大紀町は設備投資が活発な町となり、経済発展していくことが期待される。これを実現するために先端設備等導入計画の認定件数を3件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

大紀町の産業は、農林漁業、畜産業、製造業、建設業等と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、町内に工場や事業所（従業員の配置）がなく、単に敷地に設置する太陽光発電に関する設備については、大紀町内の雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらず、本計画の趣旨及び目標にそぐわないため、対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

大紀町の産業は農山村部と沿岸部を含め町内広域で立地しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

大紀町の産業は、農林漁業、畜産業、製造業、建設業等と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。